

# 水道布設工事監督者の配置見直しについて

## 1 地方自治体（三重県）からの要望

「水道布設工事以外の水道施設の工事」の際にも「水道布設工事監督者」を配置することになっているが、この配置要件を見直してほしい。

### < 概要 >

- 水道法では、地方自治体が、法令に定める水道の布設工事（＝水道施設の新設工事、その他配水池に係る工事など）を実施する際は、衛生工学等の専門知識を有し、工事内容が水質に影響を与えないか確認する等、技術上の監督業務を行うための資格者である「水道布設工事監督者」の配置が必要とされている。
- さらに、当時の厚生省が昭和44年に発出した通達では、水道布設工事以外の水道施設工事（＝給水する水質に影響を与える恐れのない、水道施設の耐震化工事等）においても、水道法に準じて監督者を置くよう明記されている。

このため、給水する水質等に影響のないような工事においても「水道布設工事監督者」の配置が求められており、今後、老朽化対策等の工事の増加も見込まれる中、資格者に負担が集中し、工事遂行に支障が生じかねない。



## 2 厚生労働省の対応

「水道布設工事以外の水道施設工事」については、**地方自治体が、人員体制等の状況を勘案し、それぞれの裁量で工事監督体制を構築しても差し支えなく、「水道布設工事監督者」を必ず配置することを求めるものではない。**

地方自治体に対し、4月中に周知文書を新たに発出